

在宅人工呼吸器使用患者支援事業訪問看護委託契約書

静岡県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に次の委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、静岡県在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、在宅人工呼吸器使用患者支援事業（以下「本事業」という。）による在宅人工呼吸器使用患者（以下「対象患者」という。）に対する訪問看護の実施について乙に委託し、乙はこれを受託する。

（事務処理）

第2条 乙は、本契約に定めるところにより、診療報酬において算定できる在宅患者訪問看護・指導料又は訪問看護療養費とは別に行う訪問看護を実施するものとする。

2 本契約により乙が実施する訪問看護の回数は、原則として対象患者一人につき1週間につき5回を限度とする。ただし、患者の病状等の状況から特に必要と認められる場合は、年間260回の範囲内で1週間につき5回を超える訪問看護を行うことができる。

3 乙は、毎月、診療報酬対象分とは別に行う訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書の写し及び当該訪問看護指示書に基づく訪問看護計画書（診療報酬対象分及び診療報酬対象分とは別に行う分を含む訪問看護計画書をいう。以下同じ。）の写しをあらかじめ甲に提出するものとする。

（委託費及び支払方法）

第3条 乙は、本契約による訪問看護を実施したときは、翌月の10日までに前月に実施した訪問看護に係る費用を要綱に定めるところにより、甲に請求するものとする。

2 本契約により乙が実施する訪問看護の費用は要綱別表左欄に掲げる訪問看護費用の区分ごとに同表右欄に掲げる訪問看護費用の額欄に定める額とする。

3 甲は、第1項に基づく請求を受けたときは、正当な請求書を受領してから30日以内にその費用を支払うものとする。

（訪問看護実施事業所）

第4条 乙が訪問看護を実施する事業所は、
とする。

（報告等）

第5条 乙は、毎月の本事業の実績について、要綱第8条第2項に定める在宅人工呼吸器使用患者支援事業実績報告書を登録患者別に作成し、翌月の10日までに甲に提出するものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託事務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(委託期間)

第6条 本契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年3月31日までとする。

ただし、本契約の有効期限終了日の1月前までに甲又は乙のいずれか一方から本契約を更新しない旨の意思表示がないときは、有効期限終了日の翌日から向こう1年間順次契約を更新したものと見なすものとする。

(契約の解除)

第7条 甲は、次の場合にはこの契約の全部又は一部の効力を停止させ、又は契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙がこの契約に違反する行為をしたとき。
- (2) この契約締結後の事情の変化により委託事務を処理させる必要がなくなったとき。
- (3) この契約を履行することにより、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に該当する団体)を利することとなるとき。

(定めのない事項の処理)

第8条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(事業の周知)

第9条 甲乙は、本事業の対象となりうる指定難病又は特定疾患治療研究事業実施要綱の対象疾患の患者に対して、本事業の周知を行うことに努めることとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 郵便番号(420-8601)

静岡県葵区追手町9番6号

静岡県知事 鈴木 康友

印

(乙) 郵便番号()

所在地

名称

代表者の職氏名

印

電話番号() -

医療機関コード							
---------	--	--	--	--	--	--	--

(健保・国保)